

## 第2回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H23.9.29(木)15:26 16:27

場所：議事堂3F301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第2回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料1 通年議会を採用する場合の検討課題について

資料2 全国における通年議会の取組状況について

資料3 通年議会実施要綱など白老町議会における通年議会関連資料

資料4 地方自治法の一部を改正する法律案関連資料

### < 検討会議事録 概要版 >

委員：ただいまから、第2回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を開催する。前回のプロジェクト会議では、会期見直しに関するこれまでの経緯や、議会改革諮問会議の最終答申について確認いただいた。その際、今後の進め方について、いくつか意見をいただいた。

一つ目に、諮問会議の最終答申を中心にして、会期の在り方について再度検証していくことが必要である。二つ目に、諮問会議の最終答申は、これからまだまだ議論していかなければならないものもあるので、議論を重ね、現行のまままでいくべきものもある。三つ目に、プロジェクト会議の委員が、共通認識を持つために、時間をかけて議論を進めてほしい。四つ目に、判断材料とするために、通年議会の先行事例を勉強したいといった意見をいただいている。

これらの意見を踏まえ、具体的な進め方については、正副座長で協議し、提示することとなった。

前回、欠席の委員もいるので、今後の進め方について、前回の内容を改めて確認したが、何か質問等があれば願います。

（「いいと思う」の声あり）

それでは、前回の話し合いを踏まえて進めさせてもらう。本日の進め方についてだが、通年議会について、その検討課題や先行事例を調査いただきたい。

前回、配った諮問会議の最終答申の中に、通年議会を採用する場合の検討課題がいくつか挙げられていた。今日はその中で、そこで示された検討課題について説明し、全国における通年議会の取組状況や、地方自治体の改正案について説明する。

そして、以上の説明を受けて、今後の進め方について再度協議いただきたい。

それでは、資料に基づき事務局から説明させる。

委員：座長の言ったことに異議はないが、会期の見直しの検証・検討結果が平成22

年4月21日付けで出ている。これについての認識を、どこまで各委員が持っているのか確認をしたい。前回欠席していたので、議事録を見ていると、1年目の方から多少なりと不安があり、もっと勉強し検証したいという意見がある。どの程度の認識なのか、また次のステップに進んで問題がないのか。今日会派の総会の時にこの資料があることを知っているか聞いたところ、ほとんど認識されていない。会派で勉強会をしたいので、事務局で資料を用意したい。

このように、認識が中途半端な状況なので、委員全員がきちんと認識されているのなら問題ないと思うが、確認だけしてもらいたい。

委員：第1回に3つの資料を示した。1つが平成19年12月18日の会期等の見直しについての検討結果報告書である。これに基づいて検討し、今の2会期制となった。その後平成22年4月21日に、これまでやってきた検証をプロジェクトで行い、検証・検討結果が報告書としてまとめられ、こちらも前回確認いただいた。委員が言われるのは、検証・検討結果報告の中で、「次期改選期以降も定例会年2回を継続し」というあたりだと思うが、それも前回のプロジェクト会議にて説明したところである。

もう1点の平成22年の諮問会議の最終答申も、前回この場で確認いただいた。

この諮問会議の最終答申は、前回までのプロジェクト会議では、通年制との比較検討が十分になされた訳ではないので、改めて外部から客観的な視点で諮問されたもので、それを受け今回のプロジェクト会議ができていることになっている。前回の資料は、私も読み込むまで時間がかかったので、各委員もそれぞれ読み込んでもらい、勉強して議論を深める形で進めていきたい。

委員：通年制がどうだとか、年2回とか4回を言っているわけではなく、共通認識を持ったうえで話を進めていかないと、議論が進んでいかないと。前回の資料、議事録を読むとそういったことが書かれている。私も含めて共通の理解を持っていけばよい。

委員：これまでの経過が重要だと思う。委員は前回の資料2を言ったと思うが、新しい方がみえても、議会改革は進んでいる。その中で平成13年3月に2元代表制の話があって、その中で議事運営等の弾力性ということで、それも見る必要があるとされた。そして、平成18年12月に議会基本条例ができ、その中でも、県民に参画していただくことが重要ということで、平成19年5月にプロジェクトができた。それでこの見直しの議論が深まり、この流れはご存じのことだと思う。

平成19年12月18日の会期等の見直しの中で色々な提案があり、2会期制でやっていくこととなった。2会期制を平成20年からやってきたが、議会全体の改革は自分達だけではなくて、第三者の目で見てもらい検証することも必要ということで、諮問会議があり、その中で更なる会期の見直しが出された。この

時には、議員へのアンケートをその時に行い、第3者から見た場合に、県民と議員のへだたりが有るのではないかなど、色々なことがあり、最終に出されたのがこの答申であるという流れまでは、皆さん確認いただき、そして更なる議会改革を進めるにあたり、このプロジェクトができたということなので、ここからスタートだと思う。

これまでやってきたことについて、具体的な資料、資料とはアンケートを出し、その結果についての結果報告もあることなので、それに基づいて、これからどうするのかという、今までの流れの中で通年というのが大きな課題だが、いきなりというのはどうかということで2回とした。そういったことも含めての議論であるという共通認識を持つことだと思う。

委員：それでいいと思う。ただ、平成20年から年2回制でスタートし、これについてはもう問題がない。これの検証を平成22年4月に行った。これが次期ステップへの重要な資料になると思う。これから検討課題が何かをここで議論して最終的にどうするのかを決めればよい。この平成22年のものについて皆さんが共通認識を持っていれば問題ないという確認だけをしたかっただけである。

この中でも、年2回制に持って行くときに、議会の改革がきちんと進められていくこと、県民に対するサービスが良くなること、費用が大きく変わらないことという3つがあった。これを確認しながら、次のステップに入っていくことが大事だと思う。調べられるなら調べてもらいたいのだが、例えば、会期日数を増やしたことでどの程度の費用が増えたのか。大幅な増はないとは思いますが数字としては出ていない。それともう一点は休会日の活用。これはあまりなされていない。もう少し休会日の活用をしてもらいたい。

(「それはこれからの話。そういうのを言うと整理付かない」の声あり)

委員：そういうのがこの反省の中に入っていない。

結果として、検証の中に入っていない。

委員：それはきちんと整理してやろうではないか。

委員：3点を挙げてスタートした。それを検証した。いろんな事例を参考にしながら、これから検証しようというもの。前提の中にそういったものを踏まえて議論していかなくてはならないのではないか。

委員：そういうものも今後の議論の中には含まれるものであると認識している。

このプロジェクトの立ち上げそのものは、前回に三谷会長がおっしゃった、こちらからお願いして諮問会議を持って、最終答申をいただいたことについて検討するというのが、このプロジェクトに課された課題である。いただいた最終答申について、このプロジェクトで検討していくことになる。その時に先程おっしゃったような、例えば通年なのか、これまでどおりの年2回制なのか比較検討することがまだされていないので、その中に費用の面であるとか、現状の

課題というか、調査項目も含まれてくると私は理解している。

委員：わかった。そういう状況により議論していくということであれば結構である。

委員：2会期制と通年制を比較検討するという中身に含まれると理解している。

委員：そういったデータも欲しい。

委員：前回欠席をして申し訳ない。今回の事項書に書かれている、通年議会を採用する場合の検討課題についてということだが、先程から皆さんが言っているとおり、今までの2会期制の検証は前に行ったと書いてある。ところが、座長が言われたように、それも今回含めながら、通年議会に議論を進めるというのであれば、前の検証のことも出てくると思うがそれはよいのか。

委員：比較検討するときに、現在はどうなっているのかが必要になる。

委員：その場合に2会期制の善し悪しとか、いろんなことがあると思う。これは、もうこれ以上はやらないのか。比較検討の中では言ってもいいことなのか。

委員：それは、4回に戻るということか。

委員：戻るというのではなしに、今回新しくこられた方々、一応は書面でもらってはいるが、実際にこのような場に入っていない人は、例えば会派に戻った時に、前はどうかだったとというものが色々出てくると思う。そのようなことも踏まえて、これから先やっていくのか、それとも、前に検討したから終わり、通年制に向かって議論をするのか。

委員：通年制を検討するにあたっては、現在との比較でしか検討できない。現在はどうかであるかという検討の中に、今の2会期制の部分が入ってくる。しかし、平成22年に検討してある部分もあるので、そこが大前提になる。

委員：それはそれでよい。今日の事項書で1、2、3、4、5と書かれている。この1の検討課題について協議するのではなく、それぞれが非常に関連するので1、2、3を一括して協議するというのではどうか。

委員：わかった。

委員：今回のこの会議に求められているのは、諮問会議から出た会期の更なる見直し最終答申の中の、更なる見直しの中の4つの項目が大きなものだと思う。

1つめが議会・会派・議員の三つの活動のバランスに配慮ということ、2つめに通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討、3つめに政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動、4つめに4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動だと思っている。このことについてが、この会議に求められている問題だと認識している。この会議が終わった後は、通年制か通任期制でなければならないとは思わないが、これまでの議会改革の流れの中で何か方向性を示すべきで、我々委員に課せられた課題がそこにあると考える。

委員：そのとおりと思う。私が言いたかったのはそこに入って行くうえにおいては、

1期生の人もいるので、各委員が共通認識を持ってスタートするべきという提案であって、皆がよいというのであれば依存はない。

委員：1回目にいろいろ説明を受けた。どういう流れで議会改革が進んできて、2会期制になったということ、ペーパーの上だけだが説明いただき、近くにいる方に質問をしながら、自分なりにこのプロジェクトに座っている意味は理解をしてきたつもりである。今日からの議論に加わる中で、変わってきたところがわからないことがあると思う。その辺は皆さんに確かめながら行いたいので、そのことも検討をしたという中身に加えてもらえればありがたい。

委員：今日の事項について始めさせていただく。先程、1、2、3をまとめてとの意見があったが、これは説明をもらうものなので、1、2、3をまとめて行うこととする。

事務局：それではまず、お手元の資料の確認をさせてもらう。資料1の通年議会を採用する場合の検討課題であるが、これは、最終答申にあげられていた、3つの検討課題についての資料である。資料2は全国における通年議会の取組状況ということで、既に通年議会を先行して実施している市町村の取組内容について概略を示したものである。資料3は、通年議会を全国で最初に手がけた、白老町議会の通年議会の関連する資料を取りまとめたものである。資料4は、現在国のほうで検討が進められている、地方自治法の改正案の資料であり、その中でも地方議会の会期を通年とした場合の改正案についての資料である。以上の資料について説明する。

まず、資料1であるが、通年議会を採用する場合の検討課題ということで、諮問会議の最終答申の中で挙げられている。会議の在り方について、専決処分について、一事不再議についての3つについてである。1ページの最初にある四角に囲んである物が、その抜粋である。これについての基本的な事項として、まず開議・閉議の原則というのが下にある(1)であり、議会の開議・閉議については、議長の専権事項とされているので、議長の裁量が大きくなっている。ただし、議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、会議を開かなければならないという規定が地方自治法にある。

このような形で議長の権限が大きくなると、執行部も対応が大変になるということで、長等の議場への出席についてのルールがあり、これは既に定例会年2回制を導入した際に三重県議会は導入している。地方自治法第121条で、地方公共団体の長等は議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められた時は、議場に出席しなければならないと規定されているが、三重県議会においては、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなどということで、下のア、イ、ウのような運用をしている。

まず、アであるが、議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の

出席を求めている。議案の審議時のみ説明員の出席を求めている。イであるが、随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事並びに総務部及び所管部局関係職員のみに限るとしており、知事の提案説明の時は、知事、副知事、総務部関係職員のみである。ウになるが、各部局副部長、総括室長については、説明員としての出席を求めないこととする。ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」が若干名後ろに座っているということで、既に三重県議会では、出席説明員を限定して運用している。

専決処分についてであるが、最終答申の抜粋が2ページの上にある。この専決処分についてであるが、その制度概要は(1)に地方自治法の規定をあげている。専決処分には2種類あり、地方自治法の第179条の専決処分と第180条の専決処分がある。特に問題となっているのが、第179条の方であり、議会が成立しないとき、第113条のただし書きの場合において会議を開くことのできないとき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなきとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときがあげられている。第180条は所謂委任専決ということで、軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長において専決処分することができるという規定である。

このうち、三重県議会の専決処分の実施状況であるが、(2)が地方自治法第179条によるものだが、定例会年4回制の時の平成19年は合計3件の専決処分があったが、定例会年2回制になった平成20年から平成22年までの3年間では、0件である。平成23年については、改選期ということもあり、4月から5月にかけて4件の専決処分があった。は委任専決と言われるものであり、現在三重県では5つの項目について、委任専決の事項が定められている。以上が専決処分である。

3ページは、一事不再議のことである。同じく最終答申の抜粋が上にある。この一事不再議の制度の内容、沿革等は(1)に書いてある。現行憲法、国会法、地方自治法には規定はないが、全国都道府県議会議長会の標準会議規則に規定があり、三重県議会会議規則では第16条に規定している。この一事不再議の原則の例外として、主なものを3つあげている。

この一事不再議の原則については、三重県議会でも問題となったことがあり、平成20年の第2回定例会において、美し国関連予算と美し国おこし・三重の関連の2本の議案が提出されたときに問題となっている。10月30日に議案第1号の補正予算(第2号)のうち、美し国関連部分を減額して修正可決し、その後11月10日に議案17号の美し国おこし・三重の基本計画について、執行部から訂正があり、訂正後の議案を原案可決した。その計画の可決後、美し国関連予算である議案第24号の補正予算(第6号)が追加上程され、原案どおり可決さ

れている。外見上は美し国についての予算が、10月30日では減額されているのに、11月10日では再度可決されているような形になっているが、これについての議会運営委員会の協議結果がであり、議案第1号の議決時点とは事情がこととなっていることから、議案第24条を上程のうえ、審議することとされた。これは、先程の原則の例外うち、事情変更の原則があったということで、この時は整理されている。以上が通年議会を採用する場合の検討課題として最終答申であげられた3つの課題についての概略である。

続いて全国における通年議会の取組状況ということで、資料2をご覧いただきたい。1番目の北海道白老町から始まり、この5月に開始された四日市市まで11の市町村がある。全国すべて網羅されているかは不明であるが、主なものは記載している。1番目の北海道白老町は平成21年に施行されており、会期としては1月から翌年の招集日前日までということで、実際は1月から12月までという運用をしているようである。

本会議の運用であるが、3月、6月、9月及び12月を定例会と定義付け、その時に再開をするという運用をしている。したがって、定例会年4回制の3月、6月、9月及び12月と同じ時期に会議を4回再開していることになる。本会議の名称であるが、平成何年白老町議会定例会何月会議という呼び方をしているようである。なお、一事不再議についてであるが、定例会月に再開する本会議の都度、事情変更があったものとみなすということで、4回の定例会ごとに事情変更があるというふうに運用している。

会議録については、本会議を再開する都度に調整をするとされている。通常、会期中は発言の訂正ができるため、会議録は確定しないという運用をしているが、それだと1年間会議録が確定しない不都合が生じるため、定例会及び本会議を再開する月ごとに調整するとしている。これが、リーディングケースとなり、宮城県蔵王町、北海道福島町等続けて行われているが、会期は違う時期に定めているが、かなり似通った内容であり、いずれの市町村も従来の年4回制の時の3月、6月、9月及び12月に定例会として本会議を再開するというベースは同じとなっている。

特筆するものとしては、蔵王町のその他にある、町長から議案等審議のため本会議の再開を要請された場合は、原則として7日以内に本会議を再開するという規定がある。これは、議長の裁量が大きくなり、執行部が要請しても議長が本会議を開かないという場合が懸念されるということを回避するために設けられたルールであり、同じようなルールが千葉県長生村等いくつかある。

白老町についてもう少し詳しく見たものが資料3である。白老町議会通年議会実施要綱第2条で、定例会の会期は、1月から翌年の招集日前日までとするとされ、通年の会期となっている。2項で議員の任期満了の年における会期が

定められており、おそらく白老町は10月が選挙の時期と思われるが、選挙の年は年2回となる運用となっている。第3条に緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開するとされており、これがこれまでの臨時議会に該当するものと思われる。第5条の議案等の提出において、議会提出の議案、意見書案は暦年ごとに一連の番号を付けるとされているが、町長提出の議案等は、定例月及び本会議を再開する月ごとに議案の種別により一連の番号をつけるとされている。これにより、町長提出のものについては、年4回制の時と同じ扱いとなっている。2ページの第9条にある所管事務調査についてであるが、三重県では所管事項調査と呼んでいるものであるが、常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とするということで、定例月は議案の審査に集中し、休会中に所管事務調査をおこなっているようである。

イメージ図が3ページになる。ご覧になって分かるように、これまでの年4回制の時の本会議運営がベースになっている。

4ページは、通年議会導入にあたって運用を見直したものである。本会議に出席する説明員は、必要最小限にするということで、このあたりは既に三重県議会は採用している。

5ページは専決処分についてである。通年議会の採用にあたり、町長の専決処分の見直しをしており、委任専決の内容を増やすことにより、執行部の負担を減らしている。

6ページは専決処分の事項であるが、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償の額の決定であるとか、年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正などについては、委任専決の項目となっており、白老町は委任専決の内容を増やすことによって、通年議会の対応をした事例である。

最後になるが、地方自治法の一部を改正する法律案が現在国の方で検討されているが、その内容について説明する。先程先行市町村の事例を紹介したが、それとは違う作りこみになっており、資料4の1ページに示している。

地方自治体の議会についての会期であるが、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるとされている。通年の議会とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもので、通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日、毎月1日以上を条例で定め、一方長は随時会議の開催を請求でき、長等の議場への出席義務については、定例日の審議及び議案の審議に限定するというようなことになっている。

具体的などのような規定になっているかは、6ページに新旧対照表を記載し



ており、この中の第 102 条の 2 が通年議会に該当する箇所になっている。

第 1 項で、毎年条例で定める 1 月中の日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる」とされており、第 2 項で前項の条例で定める 1 月中の日の到来をもって、長がこれを招集したものとみなすとされている。これにより知事が招集しないから定例会が開けないということにはならないことになる。7 ページの真ん中あたりにある、第 7 項において、第 1 項の議会、通年議会のことであるが、条例で毎月 1 日以上定期的に会議を開く日を定めなければならないとされており、毎月 1 日以上ということなので、1 日ずつやっても年 12 回は開かなくてはならないことになる。第 8 項では長から会議を開く請求があった際の開くまでの期限があげられており、これは執行部と議会とのバランスを図った規定である。第 9 項はわかりにくいですが、第 121 条中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」とするという読み替え規定がある。この第 121 条というのは、出席説明員の出席義務を定めたものであり、長は議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められた時は、議場に出席しなければならないという規定であるが、通年制をとる場合は議会の審議にかえて、定例日に開かれる会議の審議と議案の審議にだけ出ればよいという読み替えである。

国では地方自治法改正でこのような規定を検討中であるが、これはできる規定であるので、この法律が成立しても現行の定例会・臨時会の制度でやるということももちろん可能である。

私からの説明は以上である。

委員：ただいまの説明に対して、何かご質問等はないか。

委員：資料 4 の法律案であるが、これはまだ審議中か提案されているだけか。

事務局：現在の状況は、地方制度調査会であるとか、行財政検討会議の中で検討されている状態である。法律案として国会にも提出されていない。検討中の案である。

委員：今全国で通年制の議会が 11 箇所あるということだが、現行の法律に抵触するものではないのか。

事務局：地方自治法に定例会と臨時会の規定があるが、これは定例会を年 1 回行うという枠組みになっているので、抵触はしない。

委員：質問がないようなので、次に移らせてもらう。今後の進め方についてであるが、前回正副座長で案を出すようにとのことだったので提案させてもらう。

今回は、通年議会の実態をさらに詳しく調査するために、既に導入済みの先行自治体の議会の事務局職員を招いて聞き取り調査を実施したいと考えている。今 11 程の市町村があるとのことだが、始まったばかりであるが、一番近いこともあるので、先行的に実施している四日市市議会事務局の職員を招いて聞き取

り調査を実施したいと考えている。

4回目以降は、定例会年2回制の実績と先行事例等を踏まえ、諮問会議に最終答申にもモデル案等も示されていたので、本県にもし通年議会を導入した場合どんな案が考えられるかというシナリオ案を作成し、年2回制との比較検討をする中で課題や問題点を探り議論を深めていく、そういう進め方でどうかということを正副座長で考えているがいかがか。

委員：勉強するのはよいが、四日市市議会は5月からのスタート。それなりのデータがあるのか。比較しながら検討していくことは良いが、何を比較していくかということについては、正副座長で把握してやっていただきたい。

委員：会派の委員の意見をもっと聞いて、座長と相談すれば良かったかもしれないが、四日市市については、私も会期の年2回制は初めてなので、いろいろ勉強したいということで提案した。委員が言われるように5月から初めての通年議会なので、まだ情報とかメリット、デメリットとかは出てこないかもしれないが、協力してもらえるような返答はもらっているので勉強していただきたいと思う。また、最近多くの議員からアドバイスをもらっているが、議論は少し戻るが、年2回制の検証は終わったとの判断であるが、もう少し勉強させてもらいたいという部分もある。4月に選挙を経たということは新しい民意に少し変わったということもあるので、その点配慮願いたい。

四日市市については、私が提案したものであるのでよろしく願いたい。

委員：お互いに勉強するというものなので結構である。22年の検証は非常にきちんとしたことをしているので、我々はこれの問題点と検証結果を認識する必要があるので、この点も含めて比較検討ができるようにしてもらいたい。

委員：四日市市はまだ結果は見えてないが、決定した経緯とか課題、議論とかが参考になるのではないかという判断をさせてもらった。次回、呼ぶことができたらと考えている。事務局であたってもらったら、10月17日は都合がよいとのことであった。後で諮るが四日市市の事例を聞いてこれまでに示した所も読み直してもらった後、現行と通年議会にした場合の比較検討を丁寧に進めていくということでご了解願いたい。

その議論にあたっては、執行部からの意見聴取、会派に持ち帰ってもらったり、この中で議論を深める等、いろいろな形で議論を深めたいと考えているので、次回ペーパーで進め方を示させてもらう。

では、10月17日の午後に四日市市議会事務局を招いて開催するというので、都合はいかがか。

〔「四日市港議会開会日」の声あり〕

委員：午前ならどうか。

事務局：議員報酬等に関する在り方調査会がある。

委員：事務局が駄目とのこと。再度調整し、あまり先になるようなら、今後の進め方の議論だけでも早い時期に行うということでどうか。

委員：一度確認してもらい、それで駄目なら正副座長に一任する。必要なことが出ればまた集まればよい。

委員：このプロジェクトの命題は、会期等のさらなる見直しということで、議会改革諮問会議から提案があったことだと思う。議会改革にかかることは、会期の見直しだけではなくて、常任委員会の年数だとか内容とかもあったと思うが、会期だけなのか、それとも常任委員会のこともこれに付随して扱うのか。

委員：どんなモデル案を出すかによるが、答申はそれも絡めているので関わってくると思われる。

委員：日程であるが、時間に余裕のあるスケジュールを組んでもらいたい。せっかく検討していく中で、1時間しかないとか30分しかないとかならないようにしてもらいたい。

委員：本会議とか他の会議があるときに開催しているが、そうではない日に設定する時もあるかもしれないがよいか。

〔「正副一任」の声あり〕

委員：一任はするが、そういったことも含めて検討してもらいたい。

委員：わかった。

協議することは以上であるが、何かあるか。

なければこれで、第2回プロジェクト会議を終了する。